

福祉厚生常任委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 9月12日（金）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委 員 長	久保田真澄
	副 委 員 長	杉山尊宣
	委 員	古谷貴子
	〃	根岸裕美子
	〃	金澤克仁
	〃	山野井隆
	〃	遠山智恵子

○欠席委員 なし

○出席説明員	総 務 部 長	吉田文彦
	政策推進部長	齋藤嘉彦
	財政部長	田中英樹
	健康福祉部長	彦坂哲
	こども部長	助川直美
	建設部長	渡来真一
	教育部長	飯竹永昌
	健康福祉部次長	直井徹
	健康福祉部次長	関口勝己
	こども部次長	佐藤睦子
	建設部次長	蛭原一雄
	総務課長	土谷靖孝
	政策推進課長	高中誠
	財政課長	谷池公治
	納税課長	塚本豊康
	高齢福祉課長	井橋久美子
	健康づくり推進課長	海老原充
	保育課長	山田英紀
	生涯学習課長	秋山和也

ス ポ ー ツ 振 興 課 長	稲 村 忠 弘
政 策 推 進 課 副 参 事	篠 原 慎 吾
健 康 づ くり 推 進 課 副 参 事	櫻 井 裕 久
国 保 年 金 課 副 参 事	吉 住 三 世 子
保 健 セ ン タ ー 副 参 事	渡 辺 良 江
保 育 課 副 参 事	飯 塚 千 絵 子
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
納 税 課 長 補 佐	細 井 大 悟
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	櫻 井 寛 之
高 齢 福 祉 課 長 補 佐	木 村 充 之
国 保 年 金 課 長 補 佐	竹 内 幸 美
議 会 事 務 局 長	前 野 拓
議 会 事 務 局 次 長	蛭 原 康 友
議 会 事 務 局 長 補 佐	永 井 宏 幸
議 会 事 務 局 主 事	大 場 真 爽
請 願 提 出 者	齋 藤 隆

○職務のため
出席した者

○その他の
出席者

○付 託 事 件

議案第40号	取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第43号	令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）
議案第45号	令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第46号	令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第47号	令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
認定第3号	令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号	令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号	令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
請願第13号	小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願

○調査事件 所管事務調査（障害福祉に関する事項（就労継続支援A型事業所K U K U R Uの視察について）、令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○久保田委員長 ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので会議は成立します。

ただいまから福祉厚生常任委員会を開きます。

本日の会議の映像は、市議会 유튜브 サイトでライブ配信いたします。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会 유튜브 サイトから2種類のライブ配信を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序はサイドボックスに登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。各常任委員会に分割付託された一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。本日の委員会で初めて答弁をする際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願い申し上げます。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第40号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。議案第40号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第40号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第40号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 よろしくお願ひいたします。第5条4項に「定期的に外部の者による評価を受けて」とありますが、評価者とはどういうものを想定していらっしゃるのでしょうか。

○久保田委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 保育課の飯塚です。根岸委員の御質疑に回答させていただきます。定期的にとということでございますが、こちらは立入り監査のことになりますので、市の職員が確認の関係で——確認と認可の関係で立ち入りさせていただきまして、安全な運営ができていくということで調査させていただくものになります。以上になります。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 「外部」と書いてありますが、市の職員が行くということですかね。

○久保田委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 市の職員になっております。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。次に、一般型を採用した場合は、施設整備に補助金というのはあるのでしょうか。

○久保田委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 お答えいたします。補助金のほうはございますので、ただ今のところ、そちらを使いたいというところが上がっては——きちんと上がっていませんので、上がった場合には、きちんと対処させていただきたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 ほかにありますか。

遠山委員。

〔遠山委員が乳児等通園支援事業と一時預かり保育との違いについて質疑したが、マイク不具合のため音声記録されていなかった〕

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。お答えさせていただきます。今回、一時保育との違いなんですけれども、一時保育においては、従来——今現在でも行われております。一時保育に関しては、親御さんの都合、いわゆる突然入った冠婚葬祭、あと、そういった一時的な用事、最近ではリフレッシュなどもその中に含まれますけれども。そういった親御さんの都合のほうに基づいてのお預かり——今回の誰でも通園制度に関しましては、そのような親御さんの理由——預ける理由の制約がなくて、あくまでもお子さんが保育所——いわゆる集団の中でちょっと生活させたい。そういった親御さんの思いの中でお預かりしていくという、そういった制度になりますので、ちょっと一時預かりと今回との制度の違いは、そこにあるのかなと我々は考えております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

〔遠山委員が保育士の加配について質疑したが、マイク不具合のため音声記録されていなかった〕

○遠山委員 (続) 障がいがあるとしても親も分からない、周りも分からない。そういう状況の中で加配とかが必要になると……

〔マイク不具合のため音声途切れる〕

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 お答えいたします。今回、誰でも通園制度においては、申込みの段階において、親御さん及びお子さんと実際に面接をさせていただきます。そこでお子さんの特

性等を確認させていただいて、その状況に応じて、保育士の配置の関係とかは、そこで確認しながら対応していきたいと考えております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 あと通常保育の中で巡回相談なんかも行っていて、私もそこは評価してるところなんです。初めての取組を行うわけなんで、そういった巡回体制も組みながら、取手市——やっぱり直接契約をするということになりそうなんですけれども、今回。あくまでも市がやはり取手市の子どもたち、また市の施設を活用してということで運営されるわけなんで、市が責任を持ってやっていくということでは、そういった巡回相談・巡回指導も必要かなと思うんですが、その辺の考えはありますか。

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 お答えいたします。今、我々のほうも巡回相談などを活用しながら対応しております。今回、誰でも通園制度と巡回相談に関しての連携的なものは、今後調整しながら進めていきたいと——考えていきたいと思っております。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね、ぜひ——それでなくても全国的にすれば、小さいお子さんの事故があったりとかいろいろな問題ありますので、子どもへの虐待なども防ぐということもあって、こういったことが取組まれようとしているのかなというふうに、私も広い目では見てるんですけれども。何せ初めてのことなので、普通、通常保育でも、ならし保育をしたりということで丁寧に子どもさんを見ながら、親とも——保護者とも連絡を取りながら保育体制をつくっていく、関係していく、保育していくということなので、その辺、丁寧に気をつけてやっていただきたいというふうに思っています。今後、推移を見ていきたいと思っておりますので、これで結構です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。これで、議案第40号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）を議題といたします。本件につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、本件については、提出者の説明を省略することに決定しました。

委員各位と執行部の皆さんに申し上げます。本件における質疑は通告制で行うことになっております。本件に対しては質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）の所管事項についての質疑を打ち切ります。

次に、議案第45号から議案第47号までを一括議題といたします。議案第45号から議案第47号までにつきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 45 号から議案第 47 号までについて、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 45 号から議案第 47 号までについては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 まず、議案第 45 号、国保に関しての補正予算についてです。加増議員が質疑も行ってますので、ちょっと違った点で、1 点だけ。国保では基金積立てをするというような文言も入ってるわけなんですけども、これまで基金を活用するという——委員会の中で相当議論しながら、また勉強会も執行部からしていただいたりということでこれまで経緯があります。今回、決算状況というか、この補正に当たっては、今年、思い切ってこういうことをしようかという、そういうことまでには至りませんでしたか、それ 1 点。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 今回の補正に当たりましては、この繰越金を活用するとなると、これから制度設計なりをして 3 月までに事業を完了しなければならないんで、それはちょっと不可能ということで、今回は積立てということで計上しております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 見通しはついてたんじゃないかなというふうに思うんですけどね。今後に期待したいと思っているところです。

続いて、介護保険も余剰金と言いますか——ありますよね。そういう意味では、これまでヘルパーの処遇改善であったり、あとケアマネが不足しているという市民からの声も本当にたくさんいただいてたということで、執行部もいろいろ苦慮されていたというのは承知してるんですが、その辺に充てようというふうにはしなかったんでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。すみません。何に充てるというようなことでしょうか。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 決算の中でもあれだったんですけど、決算状況もつかみながら、今回、令和 7 年度介護事業を進めてきたというところでは、再三、処遇改善が求められている中で、そういった方向には行かなかったんでしょうか。——余剰金と言いますかね。ありますよね。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋と申します。以前から委員のほうから、そういうような処遇改善に対して市から助成ができないかというようなことに対しての御質疑だと思うんですが、高齢福祉課のほうとしては前々から御回答させていただいていますように、周りの状況であるとか国の動向であるとかを見つつ、市のほうの対応を考えさせていただきたいと思っております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで議案第45号から議案第47号までの質疑を打ち切ります。

次に、認定第3号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。認定第3号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第3号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は举手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第3号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 では、私のほうは説明書257ページ、特定健康診査等事業に関する経費について伺います。特定健康診査業務委託料の下の方のところなんですけれども、受診率がコロナ以来やっと40%台に乗ってきたというところだと思います。どのように対策を講じてきたか、具体的な説明をお願いします。

○久保田委員長 吉住副参事。

○吉住国保年金課副参事 国保年金課、吉住です。ただいまの御質疑にお答えいたします。受診率向上に向けた取組としまして、特定健診未受診者に対して、過去3年間連続して未受診であり、高血圧症・糖尿病・脂質異常症にて受診歴がない健康状態の把握が難しい方や、過去3年間未受診だった方が勧奨通知を行い受診され、その次の年も継続して受診していただきたい方などを5つのグループに分けて、それぞれのグループに応じた内容のはがきやリーフレットをお送りしまして、保健師による電話勧奨も行っています。健診を受けることで1年ごとの体調の変化を確認し、生活を整えるきっかけづくりとして重要であることを御案内しています。また、集団健診会場の日数を増やし、休日や夜間を含めた集団健診の受診環境の整備や、電話やインターネットによる事前予約を行い健診会場の混雑を避けたスムーズな健診を実施することにより、受診率の向上に努めております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。事前のヒアリングでは、もっと細かな努力をされているということをお伺いしましたし、たまたま今年、私のもとにこの案内リーフレット届きましてすごくいいなと思って、しかも、間もなく電話のほうもいただいております。——ちょっとさぼっていたことがばれてしまうんですけれども、ぜひ今年も行きたいと思っています。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

もう一件、その下、同じページの一番下です。特定保健指導実施についてですが、積極的支援の利用率も令和4年・5年と11%台だったのが、17.7%まで伸びていると思います。こちら書いてはあるんですけれども、改めて、こちらはどういったことを対策とし

て働きかけをされているか、御説明をお願いします。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 お答えいたします。特定保健指導のほうで今一番大きな対策としては、初回面談の分割実施ということで、健診当日に、おなか周りと血圧のほうで保健指導の対象になるなという方については、もうその日に初回の面談を行ってます。それをやらないと、結果出てからになると、やっぱり2か月とかたってしまいますので、なかなかせっかく健診を受けに来たという気持ちが続かない方もいらっしゃるということで、そういったことが効果を上げていると考えております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。決算書の28・29ページのところで、保険税のところで伺います。所得割額とそれから均等割額ということで大きく2つ——2つというか2方式になってるわけなんですけれども、均等割——決算からして均等割の総額というのは幾らになったってことになりますかね。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 申し訳ございませんが、決算上、均等割・所得割、合算になってますので、このうちの均等割が幾らというのは、今ちょっと数字としてお持ちしてありません。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 以前、それはちょっと聞くことができて、均等割はやっぱり去年よりも今年ってことで——少額というか減額になる見込みだということまで確認はできてたんですが、決算の中では分からないというか——そういうことですかね。保険税額の内訳の後期高齢分とか、それを足した分、それが均等割額分ということでよろしいですか。ただ、滞納繰越し分だとかいろいろ入っているので、ちょっとその辺、担当課としては、どんなふうにその辺を数値としては見込むのかなというふうにちょっと思ったもので、決算の中で確認したいと思った次第です。後でちょっと出していただければなと思います。今後の保険税額の引下げにつながっていくと思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、普通交付金の中の前期高齢者分は、この決算からどのくらいだったんでしょうか。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 前期高齢者に該当する分、こちらにつきましては、あくまで前期高齢者にかかった医療費がそのまま入ってくるということですから、約41億円入っております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですか。少しずつやっぱり減ってはいるということは、人口減というか加入者減ということなんでしょうかね。そのように理解したいと思います。分かりました。ということで、まずはそれをお聞きしたいと思います。以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 質疑なしと認めます。これで、認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題といたします。認定第4号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第4号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第4号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。年々、毎年のように後期高齢者医療保険の分は——保険料は値上げ値上げと。保険料がそのまま維持という場合は窓口負担が増えたりとか、とにかく増え続けているというのが実態です。今回、決算書の77ページ見ましても7,000万円ほどの——保険料として7,200万円減額になっているわけなんですけれども、——減額というか、収入との比較では7,000万円。19億円が——違う違う、20億円が19億円で7,200万円が減った——入ってこなかったということですよ。で、収入未済額、また不納欠損額とあるわけなんです、その辺の状況をちょっと説明願います。

○久保田委員長 竹内補佐。

○竹内国保年金課長補佐 国保年金課の竹内です。遠山委員の質疑にお答えいたします。まず、令和6年度に後期高齢者医療保険料の料率改正が行われ、令和4年度・5年度は8.5%だった所得割率が、令和6年度には9.66%に上がりました。均等割につきましても、令和4年度・5年度4万6,000円だった均等割率が、4万7,500円と引き上げられました。その結果としまして1人当たりの保険料賦課も増額いたしまして、歳入の保険料が増額といった結果になっているところです。

そして、不納欠損について質疑がありましたのでお答えいたします。令和6年度の不納欠損の金額は約290万円となっています。理由としましては、生活困窮や生活保護開始、相続放棄等を含む死亡などが理由として挙げられております。以上となります。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 今、前段で値上げがされていたということで、その辺の影響が、この予算額よりは相当——7,000万円も差が——差額が出たというか、そういうことですよ。その辺は違いましたか。——これから引いたあれか、収入未済額を引いたのが、結果として比較と——比較の7,000万円ということね。そういうことだよ。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 お答えいたします。この7,000万円については、あくまで当初予算と収入済額の比較ということで、当初予算のほうに少し大きめに予算を取ってしまったというのがこの7,000万円の原因で、実際に調定した額から納まらなかった額が、この収入未済額ということになっております。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 次長がそういうふうに説明してくれたんでちょっと突っ込みたいけど。この調定額というのは、そもそも担当課のほうで、原則この額なんだというふうに出すものなんですよね。そういうふうに聞いてるんですけど、調定額って。それよりも予算規模としては——予算額としてはちょっと上乘せしている。この辺はどういう理由なんですか。

○久保田委員長 直井次長。

○直井健康福祉部次長 実際の調定が確定する時期よりも、予算のほうは前の年に積算して出さなきゃならないので、ここの差は出てしまうものでございます。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。これで、認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号、令和6年度取手市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。認定第5号につきましては、8月28日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。認定第5号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第5号については、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 説明書282ページ、介護予防生活支援サービス事業に要する経費について、お伺いします。中程の表なんですけれども、現行訪問介護相当サービスのところで延べ利用人数・事業費ともに、令和5年に比べて減少しております。要支援者だったり基本チェックリスト対象者は増えていると思うんですけれども、一方、2024年の介護保険制度改正では、訪問介護報酬が減額となって事業者が逼迫していると伺っています。取手市の状況はどうか、訪問介護サービス提供に不足はないか、お伺いします。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。現行訪問介護サービスについては、ここ数年、減少傾向にあります。逆に現行通所介護サービスについては増加しております。ヘルパーの不足とヘルパーの高齢化は、全国的に課題となっております。取手市においても、取手市内では24事業所が指定を受けており、この数字については他市と比較してみても、人口または高齢者数から比較しても、ある程度の事業者数が市内に確保されていると見ております。また、通所サービスを利用して心身の低下を防ぎたいという要支援者の意向も増えていることがあり、通所サービスが増えている要因の一つではないかと考えております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 自宅に来てもらうよりかは、通所のほうにニーズがシフトしているという理解でよろしいですね。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 というのも大きな——やはり要支援の場合、生活は自分でできている場合、その現状を維持していきたいという考え方も根づいてきている状況であるとは思っております。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。もう1点伺います。292ページの生活支援体制整備事業に要する経費なんですけれども、292ページ——説明書の上段に第2層の活動状況の表がございます。その中で、さらの杜の座談会だけが突出して開催回数が多いんです。ちょっと伺いましたところ、地域活動と言いますか、地区別だったり、あとは部会的なところで活発に活動されていると伺っています。そういったことの——何というんですか、実施状況の報告だったり、また地域への報告というところはどのような状況なのか、伺います。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。この部分、第2層協議体という部分は、各包括——第1、第2、第3、あと第4・第5で1つということで、全部で4つの協議体を運営しているところでありますが、ここには包括の職員が必ず1名参加をさせていただいてますし、市民協働のほうからも参加をしていただいて、私たちのほうもどのような活動をしているのかという状況の把握はさせていただいています。そこでやっている部分に関して、そこで何が足りない、どういうことをと言ったときには、地域にどのような形で発信していこうかというような状況も、その協議体の中で話をしている状況です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 もう数年前になるんですけども、私もその藤代がなごみの郷、第4・第5圏域の支え合い協議会にちょっと関係していたことがあって、その当時は、なかなか地域に発信をするに当たって、高齢者というところ限定しなければならないという足かせが結構ありまして、その予算を使う——チラシを出したりとか回覧を回したりというところにちょっと足かせがあったという記憶があるんですね。その辺は、今は解消されているという理解でよろしいでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。今はどこの協議体でも、高齢者だけではなくて多世代交流というようなところも踏まえながらいろんなことで、地域の祭りに出て行ってみたりとかというような形で活動しているので、高齢者限定という形ではなくなっている状況ではあります。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。そういった具体的な細かい活動というのは、第1層でもしっかり共有はされてるのでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 第1層協議体のほうも、第2層の代表者さんが集まって年に何回か——少なくとも1回はやらせていただいて、各地域の活動状況については御報告をさせていただいて、共有はさせていただいております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。決算書の106、107ページの介護保険料のところで同じように——国保と同じように質疑したいと思います。介護保険の場合は、保険料が支払われないとサービスは受けられないという、当初からそういった説明があったわけなんです、その辺の状況はどうでしょうか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。受けられないというよりは、負担割合が1割だったのが3割とかという形で、給付制限というような形ではかかってきてしまう状態ではありますが、受けられないというわけではないです。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 保険料が——自分は元気でやるぞということで、その気持ちは前向きでいいかなと思うんですけども、やっぱり誰も同じように必要になってくるときが来る場合、改めて保険料を納めておけばよかったかなんていう、そういうことにもなりかねないんじゃないかなと思うんです。その辺、市民の状況というか、何かありましたら報告願いたいんですが——特につかんではいませんか。

それから、審査——認定を受けられたときに——ちょっとページが、今見てたんですけど——ケアマネを探してくださいというような説明を受けて、やっとの思いで審査を申請したんだけど、それで認定を受けた。ところが自分で探すのかという不安の声というのが結構、複数寄せられたんですよ。それがともかく今度済めば、調査の人も少ないという話だよということも聞かれて、介護保険を受ける——いざ受けようってなったときに、いろいろ戸惑いというか不具合が生じてるということで。やっぱり人手不足から来てるのかなというふうに私は認識してたんですけども。担当課に行くと「柔軟に対応していくので」という説明はこの委員会の中でも確認はさせてもらったりしてきたわけなんです、その辺の人手不足と、今、取手市は超高齢化を迎えてるという——何かにつけてそういう話が出るわけなんです、その辺との兼ね合いというか、担当課としては今後どのように見ているんでしょうか、決算をまとめていく中で。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 お答えさせていただきます。全体——全国的にどんなあれでも人手不足というようなことは、ヘルパーにしてもケアマネさんにしてもというようなところはあると思うんですが、調査員さんの不足というのは、市のほうの——調査員さんのほうも不足というか、一年を通すと、やっぱり時期的に更新申請が増えたりとかというところで、ちょっと待っていただいたりとかする部分もあると思うんですが、通年を通して考えれば、今の調査員で賄い切れたりとか、あとはどうしてもできない場合は、ほかの調査員——調査ができる職員が数名いますので、そこで対応させていただいたりという形で、やはり使いたいときに使えるような状況にいて調査ができるような体制は整えていきたいと思っております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——質疑なしと認めます。これで、認定第5号の

質疑を打ち切ります。

続いて、当委員会における付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。古谷委員、根岸委員、杉山委員の3人から通告があります。

まず、古谷委員。

○古谷委員 古谷でございます。よろしくお願いいたします。私のほうからは、带状疱疹ワクチン接種の助成について伺いたいと思います。ワクチンの現在の接種状況について、伺いたいと思います。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。ただいまの御質疑に答弁させていただきます。令和7年7月末現在の带状疱疹の接種者の状況でございますが、定期接種者につきましては718名、任意接種者の方につきましては700名、合わせまして1,418名の方が予防接種のほうをしております。接種率に関しましては、定期接種については8.8%、任意接種につきましては2.0%というような状況になっております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。まだまだそんな多いという感じではないのかなと思います。後遺症で苦しんでる方も、私も存じ上げてる方もいます。本当に様々な形で今までもワクチンの周知といいますか——お知らせを広報やホームページなどでしていただいたと思うんですけども、さらにこのワクチンの接種の拡大をしていくための周知といいますか、今後の見通しをお願いいたします。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。带状疱疹ワクチンの周知につきましては、これまで予防接種情報が掲載されております保健センター年間計画表を年度当初に全戸配布をして周知をしております。あわせまして、4月1日号の広報とりでに掲載、加えて市ホームページにも掲載している状況でございます。また、対象者には個別通知いたしまして、令和7年5月から翌年にかけて、はがきでの発送をしておる状況でございます。引き続き個別の対象者の方には、はがきによる通知を行うとともに、またホームページのほうで、带状疱疹の接種期間が今年度は3月末までになりますので、ホームページのほうで、まだ接種されてない方は接種してくださいという勧奨の案内のほうをさせていただきたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 古谷委員。

○古谷委員 ありがとうございます。以上でございます。

○久保田委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 では私のほうから母子保健事業について伺いたいと思います。今回資料を提出させていただきました。正常出産の保険適用に関する提言書、それから出産の保険適用における帝王切開出産に関する要望書、こちらは、去る8月5日に、この「お産を女性の手に取り戻すネットワーク」という団体さんが厚労省のほうに提出をされていまして、当市のほうにも資料提供があったものでございます。中身は非常に保険適用に関することで

すので、国が主にやっていくところなんですけれども、ただ、当市においても取り組める点があると思います。そしてこの今回の提言書——要望書は、2,000人を超える出産経験者の声を集めていらっしゃって、もう本当に当事者の切実な声が詰まっております。これに関しての所見を伺います。

○久保田委員長 渡辺副参事。

○渡辺保健センター副参事 保健センターの渡辺です。根岸委員の御質疑にお答えいたします。根岸委員より情報提供いただきました提言書及び要望書につきましては、確認させていただきました。この提言書及び要望書の内容につきましては、今後、正常分娩が保険適用される動きの中で、例えば、陣痛促進剤などの使用による医療中心の出産に偏らないよう様々な分娩の進行を担いリードする助産師の技術、そして、産後ケアとして施される乳房マッサージや授乳指導等の技術などを評価して保険適用の制度化をすることが、女性を尊重したお産につながり、その先の安心した育児と良好な親子関係を維持できることに結びつくということ。また、4人に1人が帝王切開で出産しているこの時代ですが、帝王切開の正しい情報を得る機会がなく、例えば分娩が進行せずに突然帝王切開に変更になって不安だけで手術が終わったなど、満足したお産ができなかったという女性の御意見も多数あることから、帝王切開への十分な情報提供が必要との内容であったかと思います。本市では、これまでも安心して妊娠・出産をしていただくための各種事業の中で、困ったこと・分からないことは助産師さんに何でも相談しようよということを妊婦さんにお伝えをしてきています。今後さらに助産師さんの重要性や必要性を知っていただき、妊婦健診の際の助産師さんと面談する助産師外来などの時間を有効に使っていただけるよう伝えていきたいと思います。また、赤ちゃんの世話に対する基本技術の習得については、これまでもマタニティクラスやウェルカムベビー教室において実施してまいりましたが、さらに内容を深められるよう、参加者のニーズに寄り添って内容のほうを検討して進めていきたいと思います。そして、帝王切開についての正しい知識の普及については、現在、ウェルカムベビー教室において、JAとりで総合医療センターの助産師さんに協力をいただいて一緒に事業をしておりますので、帝王切開についての知識——つまり、帝王切開とはとか、緊急帝王切開になる場合はこういうことだよとか、産後の経過、傷の手当てなどについて、現役の助産師さんから教えていただく機会がつかれるよう、内容のほうを検討していきたいと思います。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 ありがとうございます。先ほども申し上げたとおり、市は医療保険制度設計に権限はないものの、やっぱり妊産婦と直接関係を持って支援していく当事者となっています。例えば今、言及のあったマタニティクラスだったり両親学級の制度化だったり、また継続的ケアなどは直接もう既に事業として行っていて、私も今回一般質問で産後ケアについても質問したところでした。ぜひ、まだまだ今の妊産婦さんって本当に孤立化しがちですので、ぜひ重層的な事業を続けていっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○久保田委員長 最後に、杉山委員。

○杉山委員 皆さんお疲れさまです。私のほうからは民間保育士確保に関する経費についてということで、保育士の処遇改善補助金が始まりました。当委員会でも重点調査テーマということで取り上げさせていただきましてやっと形になったというところで、まずは本事業の今の反響なんかあればお聞かせください。

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。御質疑に答弁させていただきます。民間保育士等処遇改善補助金、いわゆるとりで手当ですが、これまで様々な方法で周知をさせていただきました。6月26日には記者発表を行い、7月1日号の広報とりでにおいても、取手市は「保育士確保に全力です！」という特集記事の中で紹介をさせていただいたところです。また、保育士等合同就職説明会の開催に当たって、ハローワーク龍ケ崎、いばらき保育サポートセンター、保育士を養成する大学や専門学校を回らせていただき、とりで手当のポスター・チラシを配布させていただきました。7月26日に開催いたしました、合同就職説明会の来場者にも御案内させていただいたところです。これまでにお電話や窓口でとりで手当に関する御質問などを承っております。中には、御家族に保育士資格をお持ちの方がとりで手当の制度を広報で知り、取手で働いてみてはどうかと話してみるといったお声を頂戴することもありました。また、保育士確保について様々な取組を行っていることを広報で知った方が、激励のお言葉を我々にかけていただいたということもございました。先日の合同就職説明会の参加者にアンケートを実施しまして、「勤務先を選ぶ際に重視していることは何ですか」と尋ねたところ、「自治体からの手当、家賃の制度」を選択された方は今回はいらっしゃいませんでした。ただ回答が多かったのは、「施設の雰囲気、通勤のしやすさ、保育士等の人材が足りているかどうか」というところが多かったです。そういうことから金銭面だけではなく様々な要因で勤務先を選ぶことが、このアンケートの結果からも感じましたので、当市といたしましては、この補助金も含めて、多角的な視点で今後も保育士確保施策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。始まったばかりですが、様々な声が寄せられているということで理解いたしました。次に、保育士とか各園の反応なんかはどうなのでしょう。

○久保田委員長 山田課長。

○山田保育課長 保育課、山田です。御質疑に答弁させていただきます。各園からですけれども、各園からは採用の面接の際に補助金があることをアピールしたり、大学で開催された就職説明会にとりで手当のチラシを持って参加したりもあつたりと、歓迎の声が多かったです。このように、民間の園では積極的にとりで手当をアピールしてくれております。また非常勤として働いている保育士の方から、常勤で働くことを検討するといった声もございました。各園の保育士確保に少なからず貢献できているのではないかなと実感はしております。以上です。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。それでは今後さらに周知方法とか、あとは今後それ

以外での取組なんか、考えていることあればお聞かせください。

○久保田委員長 飯塚副参事。

○飯塚保育課副参事 保育課の飯塚です。杉山委員の御質疑にお答えさせていただきます。とりで手当に関しましては現在、ホームページのほうで御紹介をさせていただいておりますが、今後も保育士養成の大学や専門学校に向けて周知したり、合同就職説明会で御案内したりするなど、認知していただけるように継続してまいります。

また、10年以上となる勤続功労補助金、こちらの支給対象者につきましては、市長から直接表彰していただくことも検討しております。

保育士確保の取組といたしましては、今年度新たに中学生のための保育の魅力体験という事業を夏休み期間に実施いたしました。市内の全中学校の生徒を対象とし、保育園、認定こども園、計6施設で行いました。延べ33名が参加していただきまして、参加者アンケートの結果では、「先生方の話を聞くことができ、かわいい子どもたちと遊べたことがよかった」「保育士の仕事に興味を持つことができた」「保育士のやりがいを知ることができた」「園の子どもたちに名前を呼ばれてうれしかった」というような声をいただきまして、大変好評をいただきました。来年度以降も継続して実施してまいりたいと考えております。

さらに、これまで保育士養成の学校に通っている方、保育士資格を既にお持ちの方を対象としていた合同就職説明会ですが、対象を高校生まで拡大することを検討しております。取手市で保育士になりたいと思っていただけるような様々な取組を、今後も展開してまいりたいと考えております。以上です。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 今後も様々——いろいろな考えがあるということでお聞かせいただきました。この補助金に関しては、本当に念願といいますか、しっかりと周知をしていただき、もっともっと今後効果が出るように——最大限効果が出るように取り組んでいただきたいと思います。私からは以上です。

○久保田委員長 ここで直井次長から発言を——はい、どうぞ。

○直井健康福祉部次長 ありがとうございます。先ほど遠山委員の質疑の中で、均等割が幾ら国保税の中であるかということですが、そちらにつきましては計算が出ましたので、実際には、やはり歳入自体は均等割と所得割一本で入ってきてますので、それを調定額によって案分するというような形での計算になります。そちらは約5億8,000万円、均等割で現年分が入っております。

○久保田委員長 以上で当委員会の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案がある方は挙手願います。——ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。

市長提出議案について討論がある方は挙手願います。

遠山委員。一つずつお願いします。

○遠山委員 遠山です。議案第 40 号につきましては賛成の立場を取ります。いろいろ全国的にも課題・問題ありということではいろいろ報道など、またこの間もセミナーを受けたりということで進めては——取り組んではきてるんですけども、国が決めてきたというところで、市としては進めるという立場ということで、賛成はします。丁寧に規則等をやっていくということなので、そこに期待したいと思います。

議案第 43 号について、賛成です。ギフトカードの件についてなんですけども、賛成をしますけれども、本来であれば 1 人 6,000 円ということであれば、ましてや子どもが使うものとなれば、近くのお店で使えばいいんじゃないかな、本当に地域の経済をというんだったら、カードで手数料かかるようなお店って、やっぱり大きいところしかないんだろうなというところ、そこのところはちょっと指摘させてはいただきたいと思います、制度としては了解をするところです。議案第 40 号、議案第 43 号、賛成です。

議案第 45 号そして議案第 46 号の国保・後期高齢の補正については、令和 8 年度より——来年度より医療保険者が子ども・子育て支援金を徴収する仕組みが開始されるということで、システム改修の費用が——補正予算が上がっています。説明でもあったんですけども、今後保険税額の値上げになりますということだったので、基金を使って云々というのは大いに期待をしているところなんですけど、まだそれが明確になっていないということから反対をします。後期高齢も同じです。保険税額の値上げにつながるということです。

介護保険につきまして——議案第 47 号の介護保険については、今回、値上げ云々——そういった動きというか、そういう年ではないというのは承知しておりますが、やはり処遇改善、ここはやっぱり補正予算でも生かしてもらえればなというふうに思っていることから、反対をしたいと思います。

認定第 3 号、国保、そして認定第 4 号、後期高齢者医療保険、そして認定第 5 号、介護保険の特別会計決算ということなんですけれども、いずれも補正で挙げたようなことから反対の立場を取ります。以上です。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された市長提出議案の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議案第 40 号、取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 40 号は可決されました。

議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、議案第 43 号のうち、当委員会所管事項は可決されました。

議案第 45 号、令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 45 号は可決されました。

議案第 46 号、令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 46 号は可決されました。

議案第 47 号、令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、議案第 47 号は可決されました。

認定第 3 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第 3 号は認定することに決定しました。

認定第 4 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第 4 号は認定することに決定しました。

認定第 5 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 賛成多数です。よって、認定第 5 号は認定することに決定しました。

これで、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

休憩いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 11 分開議

○久保田委員長 再開します。

ここで、彦坂健康福祉部長から発言を求められていますので、これを許します。

彦坂健康福祉部長。

○彦坂健康福祉部長 それでは私のほうから、ただいま御手元にお配りいたしました資料に基づきまして、令和 7 年度新型コロナワクチン予防接種助成事業の公費負担や、そのほかのところについて御説明のほうをさせていただきます。今年も 10 月から開始となります新型コロナワクチン予防接種事業ですが、こちらにつきまして今年度から、これまでされていた国の公費負担が廃止されるということを受けまして、取手市といたしましては、予防接種助成の考え方また近隣市町村の状況などを鑑みまして、新型コロナワクチン予防接種助成額、市の公費負担額を見直し、昨年度までの 2,000 円から 5,000 円とすることに

いたしました。なお、国の公費負担額がなくなること、また市の公費負担額が変更となることなどに合わせまして、市民の方の自己負担額につきましては、昨年度の 5,000 円から 1 万 600 円となる予定であります。

続きまして、ページをめくっていただきまして、近隣市町村の新型コロナワクチン予防接種助成額についての御説明をさせていただきます。表のほうを御覧いただきますとおり、取手市を含めまして、周辺の市町村の多くが市の助成額としては 5,000 円という額を設定している状況でございます。また、この令和 7 年度における新型コロナワクチン予防接種事業に関しましては、対象者の方が 65 歳以上の方、また、60 歳から 64 歳までの方で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がい有する方などが対象となっており、9 月 15 日号の広報とりでにおきまして、また、ホームページなどにおきまして、今年度の実施の仕方については市民の皆様にご案内差し上げる予定となっております。あわせて、下旬にはそれぞれ対象となる方に通知のほうを発送する予定であります。私からの御報告は以上となります。

○久保田委員長 彦坂部長、ありがとうございました。今の説明に対して、何か確認したい事項のある委員はおりませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。10 月から始まるということなんですけれども、国のほうからこういった廃止——公費負担を廃止するからという、その説明——通知というのはいつ来たんですか。それだけちょっと確認します。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 保健センター、関口です。遠山委員の御質疑に答弁させていただきます。国のほうから、先ほど委員おっしゃいました今年度の助成について、4 月 10 日の日に、厚生労働省が令和 7 年度は実施しないという旨を発表しております。——4 月 10 日です。その後、茨城県が翌日 4 月 11 日の日に、各自治体のほうに、令和 7 年度については国の補助は出ないというような、メールでの内容の周知が各市町村に配られたところでございます。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 いや、急な説明受けたんで、その割には各市町村がもう早々ともう決めていた——公費負担を決めていたというところで、えっ、これって何なのとちょっと疑問に思ったわけなんです。結果的に周りの市町村を鑑みてなんていう何か説明ありましたけど、市町村の動向を見る必要あって、見てたら今になっちゃったということなんですかね。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。やはり、取手北相馬医療審議会——取手・守谷・利根町、こちらは取手市医師会も含めた同じ圏域の中で予防接種のほうを行っている状況でございます。その後、国のほうから助成がなくなったというような報告を受けまして、たび重ねて、この 2 市 1 町のほうで協議をさせていただきました。負担額の設定については、先ほど部長のほうからお話あった交付税の約 3 割相当分ということ、それを踏まえて取手市医師会のほうにも御相談させていただいて、その上で決定をさせてい

ただいたものですから、ちょっとお時間がかかってしまったというような状況でございます。以上です。

○久保田委員長 ほかに。

杉山委員。

○杉山委員 今、時期についてはお聞かせいただいたんですけど、補助金なくなった理由というのは何か把握してるでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。令和7年9月9日の日に、厚生労働省の令和7年度のコロナワクチンの助成に関するウェブ説明会が、各自治体と国のほうで行いました。そのときの国のほうの説明によると、令和6年度に、要は新型コロナウイルスに関しましてはB類のほうに——定期接種のB類のほうに移行したということで、それまでは臨時特例接種ということで公費負担が100%、いわゆる自己負担はないような状況でした。B類に移行したことによって自己負担が発生してしまうこともありますので、激変緩和措置ということで、令和6年度については8,300円の公費負担——国のほうは負担していたんですが、令和7年度については、だんだんそのコロナ感染症のリスクだったり、強制的な段階に移行したというようなことでB類のほうに移行したということもございます。さらに、ワクチンの供給自体も安定したというようなこともございまして、令和7年度につきましては特別な補助はしないというようなことで廃止になったということが、説明がございました。以上です。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。次に、市としてこれ5,000円ということなんですけど、単独で助成していく必要性みたいなのは何でした。本市としてはどう考えてるのでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。取手市としてその5,000円——市独自の助成につきましては、やはり対象者の方が65歳以上の高齢者の方、また60歳から64歳の障がいをお持ちの方【「障がいをお持ちの方」を「障がいのある方」に発言訂正】ということで、比較的、経済的支援を必要とする方が対象になろうかと思います。その観点では、やはり先ほど部長のほうから御説明ありましたが、新型コロナウイルスに関しては義務的な接種では……

〔発言する者あり〕

○関口健康福祉部次長 （続）失礼いたしました。訂正させていただきます。「障がいのある方」に訂正をさせていただきます。

○久保田委員長 委員長はこれを認めます。

○関口健康福祉部次長 ありがとうございます。その観点から、市のほうにつきましては、国の補助もなくなったということもございまして、今回2,000円から、3,000円引き上げて5,000円の助成をさせていただくというような内容で決めさせていただいたものでございます。

○久保田委員長 杉山委員。

○杉山委員 ありがとうございます。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 対象者が——この2つの要件ということですが、何人になりますか、対象。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 金澤委員の御質疑に御答弁させていただきます。令和7年度の試算によると、対象者の方が3万7,474名というような人数でございます。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 はい、分かりました。その中でどれぐらいの方が接種を受けられるという想定で、この事業を予定してますか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。令和6年度の実績においてなんですが、接種率につきましては15.3%の方が接種しております。したがって、令和7年度の10月以降の接種率についても、おおむね15%、または——ちょっと自己負担が増えますので、もう少し接種率は下がっていくのかなというふうに推測しているところでございます。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 ありがとうございます。そうすると4,000人前後という見込みなのかなと思うんですが、そうすると予算としては2,000万円ぐらいだと思うんですが、その予算立ては、どのような予定でしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。まず、国のほうの助成がなくなったということで、今現在令和7年度の当初予算では、歳入のほうを見込んでいる状況です。こちらがなくなったということで、今後、財源充当の変更をする補正予算を3月の議会に上程させていただきたいと思っております。あわせて、先ほど支出のほうにつきましては、予算額につきましては令和6年度はまだ実績がなかったものですから、おおむね30%の接種率で見込んでおります。2月ぐらいになりますとおおむね令和7年度の接種率が出ようかと思っておりますので、それに合わせた減額の補正というものをあわせてやっていきたいと、このように考えております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 今回、公費負担額の主な市町村のところの助成額が示されているんですが、助成しないと決めた市町村等はあるのでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 根岸委員の御質疑に御答弁させていただきます。今現在、全ての県内市町村、確認してございませんので、実施してない市町村があるかどうか——負担し

てない市町村があるかどうかというのは把握はしていないんですが、おおむね調べたところ、今回こちらの資料に基づくと、おおむねの市町村は恐らく金額は違えども公費の負担はしていると考えられます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 次に、その金額の算定が3割程度ということで5,000円という形で出ているんですけども、そもそも新型コロナワクチンって、今までの定期接種だったワクチンとは様相が変わっておりまして、副反応で苦しんでいる方もまだまだいらっしゃいますし、海外ではもう接種自体を禁止——中止しているところだったり、効果がなかったと公的な方が発言しているということもございます。1個、判断材料として教えていただきたいのは、健康被害救済制度の申請が、取手市内でもたしか11件だったかあったかと思うんですけども、そちらは全て完了しているのでしょうか。その内訳を教えていただければと思います。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 根岸委員の御質疑に御答弁させていただきます。今現在、11名の方が健康被害ということで、取手市の保健センターが受け付けになっておりますので、その後茨城県のほうに提出させていただいて、さらに県のほうで——国のほうで審査ということになります。11名の方のうち7名の方は支給——要は健康被害——コロナウイルスによる健康被害ということが認定されております。4名の方は不支給ということになりますので、コロナのワクチンとは因果関係がないと判断されたというような状況でございます。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。——いいですか。ほかにありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 国の勧めでワクチンを接種してきて、費用を打ち切られてしまって、ただ自治体としてはそれを続けなきゃならないということかと思いますが、今後はどのぐらいまで、見通しとしては続ける予定でいらっしゃいますか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 山野井委員の御質疑に御答弁させていただきます。確かに国のほうの助成がなくなり、今、定期接種B類というような形で新型コロナウイルスのほうは移行はしたところではございますが、ただ、まだ高齢者の方については重症化するリスクが高いというような発表もされているところでございます。さらに、令和6年度の新型コロナウイルスで亡くなった方の人数は約3万人を超えているということで、死亡の要因としては8番目に挙げられておりますので、こういうところからもまだ完全にコロナウイルスというのが、その脅威がなくなったということではございませんので、その辺は状況を見つつ、引き続き検討させていただきたいと考えております。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 ありがとうございます。そうすると純粋な持ち出し分というのは、どのぐらいになるのでしょうか。

○久保田委員長 関口次長。

○関口健康福祉部次長 お答えさせていただきます。先ほど、国の補助金がなくなり、地方交付税が約3割相当分ということで、先ほどの資料のほうを——お配りした資料の1枚目の裏面——2ページ目を御覧なっていたきたいんですが、ワクチン代が1万5,600円、そこに地方交付税30%を掛けると4,680円、それをおおむね四捨五入して5,000円にしますので、この差額分——いわゆる320円が一般財源から持ち出す必要があると。加えて、先ほどの対象者が5,600人、昨年の実績で。そうすると試算される金額は、おおむね百七、八十万円ぐらいは一般財源のほうから必要になると、このように考えております。

○山野井委員 ありがとうございます。

○久保田委員長 ほかにありませんか。——なしと認めます。

13時から請願審査を行います。請願審査に関係のある執行部の皆さんは、時間までにお集まりください。委員は残っていただき、協議を行います。執行部の皆さん、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。

休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時33分開議

○久保田委員長 再開します。

ここで委員各位に確認いたします。予定より早く審査が終わったため、日程を組み替えて、令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認めます。それでは日程を組み替えたいと思います。

続いて、令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。

サイドブックに登載した表は、7月31日の福祉厚生常任委員会の中で協議を行い、正副委員長が福祉厚生常任委員会としての回答案としてまとめたものです。こちらの表の内容についてご意見等のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。それでは、サイドブックに掲載した表について文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りいたします。令和7年度第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任していただき、調査経過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

それでは、13時まで休憩します。

午前11時35分休憩

午後1時00分開議

○久保田委員長 再開します。

これから請願の審査に入ります。

それでは、請願第 13 号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願についてを議題といたします。

ここで報告いたします。請願第 13 号については、本日までに追加署名が提出され、代表者外 226 人となりましたので、ご承知願います。

本請願については、請願提出者から、議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による発言の申出があります。なお発言は、申合せにより 1 請願につき 1 回で 5 分以内となります。残り 1 分で 1 度ベルを鳴らします。5 分たちましたら 2 度ベルを鳴らします。

それでは、齋藤さん、発言お願いいたします。

○齋藤請願提出者 齋藤でございます。先週の 9 月 2 日の議会において、赤羽議員に請願内容を御紹介いただいておりますので、私からは染谷議員より御質問いただいた件についての補足・補正と事業の今後等についてご説明申し上げます。まずは、現運営主体の撤退表明の経緯について、正確にお伝えいたします。今年の 2 月 4 日に、取手市担当課よりハーモニィセンターに対して、三次元プロジェクト事業の補助金、小貝川生き生きクラブ委託料とも 2025 年度をもって終了するという説明があり、また、予算ゼロでも事業を継続するかという不当な対価による取引の要請を受け、同センターは 3 月 20 日の役員会において事業撤退を決定し、4 月 9 日にその旨を取手市に報告した。以上がハーモニィセンターが撤退を余儀なくされた時間的な経緯です。

シビリアンコントロールの危機を感じさせるこのような撤退の表明の誘導というものは、優越的な地位の乱用によって取引条件を不当に設定または変更し、取引先に不利益を与える行為と見なされるのではないかと大変懸念いたします。ちなみに、令和 6 年度の同事業の年間——同事業は年間約 4 万人の方々によって利用をされています。そのうち、約 4 割は市外の方々です。交通の便が決してよくない立地にもかかわらず、市内外の多くの方を誘引し、継続的に利活用される取組となっています。年間 700 万円の委託費等でのこの成果というのは、ハーモニィセンターや関係者の多大なる尽力として大いに評価し、伸ばすべきことではないでしょうか。

また、昨年度の生き生きクラブ利用団体は、合計 67 団体に上ります。内訳としては、高齢者団体 20、障がい者団体 14、子育て団体 15、未就学児団体 6、その他 12 です。福祉と教育の融合を目指して取り組んできたことが間違いではなかったことを、この数字が証明しています。これまで延べ 100 万人以上が利活用してきた地域の宝のような当事業を、万が一廃止するようなことがあった場合、次のようなことが想定されます。1、子どもの多様な体験機会の喪失と体験格差の拡大。2、孤立・ひきこもり・不登校で悩む子どもと保護者の貴重な居場所の喪失。3、発達障がい児の御家族におけるカサンドラ症候群の拡大と悪化。4、高齢者の生きがいの創出や、ひきこもりの増加と介護支出の増加。5、フラワーカナルの継続不能による河川敷におけるごみの散乱と荒廃。6、Eーボート活動の継続不能による地域の防災力及び水害時の救助力の低下。7、水辺の安全利活用の普及機能の喪失による水難事故の発生。8、河川への無関心層の増加による環境保全意識の低下。9、取手市民の郷土愛の喪失、納税の減少及び人口流出の増加。そして最後に、にぎわい

の核の喪失によるインクルーシブ空間や地域コミュニティの喪失です。小貝川三次元プロジェクト事業は、25年前に藤代町が地域ボランティアとともに育み、始めた事業です。そして、取手市との合併協議会でも、当時の取手市長が継続を約束した事業の一つでもあります。我々NPOも、フラワーカナルに取り組む藤代まちづくり協議会メンバーも、これまで汗水を流し、時間と物資を出し合い、河川等での実証実験や被災者支援など、様々な事業に取り組んでまいりました。小貝川生き生きクラブ開館から3年間は、我々NPOが運営管理を担っていたこともあります。

〔大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○齋藤請願提出者 今後ですが、ハーモニィセンターの撤退の決意は強いものの、我々がポニー牧場を含めて運営主体として携わることについては、メンバー間ではほぼ総意を得ています。馬の確保や乗馬指導についても、議会の前向きな御判断が得られれば、NPOとして機関決定が必要ですが、安全な馬房の確保なども含めて積極的に関わっていく所存です。

請願項目は4項目です。請願趣旨は、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業の継続です。議員の皆様におかれましては、市民の代表として、ぜひポニー教室やEボート大会等を体感いただき、フラワーカナルから紡いできた40年の取組や利用者の声をしっかりと受け止め、子ども、そして保護者の思いをほごにしない市政とされることを、請願者・署名者を代表しまして心よりお願いいたします。以上です。

○久保田委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

根岸委員。

○根岸委員 根岸です。よろしくお願いいたします。事業については、私も大変その重要性と言いますか、子どもたちに対しての居場所というところで非常に大事なことがあると思っています。本当にかげがえのない環境を今まで維持していただいていたことに本当に感謝申し上げたいと思います。とはいえ、これまでの経過から、市の関係性だったりとかハーモニィセンターの運営方法だったりとかということを見てきますと、このまま変わりなく継続というのはちょっと無理があるのではないかと考えております。ほかの方法や再編・再構築の方向性の可能性というのは、今おっしゃっていただいたかと思うんですけれども、そういったこともお考えにあるのでしょうか。改めて、お伺いします。

○久保田委員長 齋藤さん。

○齋藤請願提出者 メンバーでもそのことは今十分協議をしております、前提条件を検討いただければ、その中で我々ができることを含めて、利用者の方々が求める形をぜひ考えていければなというふうに思っております。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。私も旧藤代町時代から議員をしておりますので、これまでの経緯というか、プロジェクト21であったり、あと議会が——Eボートの競争というか大会に議会として出ようということで、そういった経験もしてきたということもあります。それと

併せて、実は中学１年になる我孫子に住んでる私の孫が——初めての孫が、もう中学生になるんだけど、あと１年行かせてほしいということで、小学校１年のときから、ちょうどあそこのスポーツセンターで引き馬を体験して、そこからポニーの世話をしたいってことで。だから私も全然あまり見えてなかったというか——見てなかったものが孫を通して見るようになりまして、「いやあ、こんないいことやってくれてたんだ」と。スタッフの人たちが「おい誰々」ということで、一人一人よく見ながら接してくれているということで。私だからこそこの発言できるんだろうなと思って、ハーモニィセンターには本当お世話になってるし、励ましたいなあと思って、発言しなくちゃいけないなと思ったんですよ。そういう立場でなんです。ただ約２５年経過して、馬房も古くなってきたりということで、ちょっとその辺が行政側も、ちょっとネックになってきているのかなというふうに私自身受け止めています。だから先ほど根岸委員のほうからも発言がありましたけど、今後、その施設管理というか——施設をどんなふうにしたらできるだろうかな。行政だけに頼ることはちょっと無理があるだろうと思ってはいるんです。だから、そういう意味ではちょっといろいろなふるさと納税とか、あとはクラウドということもあるので、そういったところで何か具体的に考えていることがありましたら、お願いします。

○久保田委員長 齋藤さん。

○齋藤請願提出者 馬房に関して言いますけれども、仮設馬房の検討は内部でもしております、ただその費用の捻出をどうするかということも合わせて検討は始めてます。クラウドファンディングというのが今、我々市民が取り組むべき——取り組める唯一の方法ではあるんですけども、それ以外にも何か方法はないかということで検討はしております。費用も大体目星はつけておりますので、これぐらい集めればできるんじゃないかということころは、保護者の方々を含めて話を進めておりますので、そういう前向きな継続のお話がいただければ、もっと具体的なお話ができるかと思います。ありがとうございます。

○遠山委員 あとは執行部に聞きます。

○久保田委員長 そのほか、ありませんか。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。よろしくお願いします。発言の冒頭で、撤退というか、市がもう予算化しませんよというような説明があったと思うんですけど、ちょっと時系列を、もう一度改めて詳しくご説明願います。

○久保田委員長 齋藤さん、お願いします。

○齋藤請願提出者 齋藤でございます。もう一度読み上げますけれども、今年の２月４日に、取手市担当課よりハーモニィセンターに対して、三次元プロジェクト事業の補助金、小貝川生き生きクラブ委託料とも２０２５年度をもって終了するという説明がございました。また、予算ゼロでも事業を継続するかという不当な対価の要請もありました。それを受けて、同センターは３月２０日の役員会において事業撤退を決定し、４月９日にその旨を取手市に報告というのが時系列になります。以上です。

○久保田委員長 そのほか、ありませんか。

山野井委員。

○**山野井委員** 山野井でございます。契約上、そのような市の対応というのは、何かその契約に違反しそうなものってあるんですか。確か何らかの契約とか結ばれてないんですかね。運営で、例えばこういったケースの場合。

○**久保田委員長** 齋藤さん。

○**齋藤請願提出者** まず我々、契約主体じゃないので、ハーモニィセンターと市のほうでの契約の書類を見ないと分からないですね。

○**山野井委員** 分かりました。以上です。

○**久保田委員長** ほかにはありませんか。——質疑なしと認めます。これで請願第13号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。

齋藤さん、傍聴席に御移動ください。

それでは、請願第13号について、執行部に確認したいことがある委員は挙手願います。
根岸委員。

○**根岸委員** よろしく願いいたします。まず、令和7年度をもって補助金を終了するという判断をどういうことからされたのかなというのを伺いたいんですけれども、まず、私のほうで資料を今回提出しております。サイドブック스에載っている小貝川三次元プロジェクト事業参加者推移（決算報告書より抜粋）ということで、令和3年から令和6年の4年間の事業内容の参加人数を表しております。見ていただければ一目瞭然で、令和5年から令和6年にかけて非常に人数が増えているんですね。その参加している人数が1万7,700人から2万6,000人に増えてますというところで——何でしょうね、その伸びている状況で、その補助金を打ち切るというところの理由がよく分からないというのが1つと。あと、この事業内容をちょっと具体的に教えていただきたいんですけれども、未就学児支援と「就学時支援」、この就学「時」は多分、子どもの「児」だと思ってるんですけれども。あと子育て支援、この3つが非常に伸びているわけです。ここの具体的な事業内容を、まず伺います。

○**久保田委員長** 井橋課長。

○**井橋高齢福祉課長** 高齢福祉課の井橋です。お答えさせていただきます。未就学児支援ということですが、園児とその親を対象に乗馬体験をするというようなことです。あと就学児支援というのは、その小学生を対象にポニー教室やカヤック教室を提供。で、子育て支援という部分に関しては、親子そろっての勉強会や研修などの場所の提供などを行っているというようなことでお伺いをしております。

○**久保田委員長** 根岸委員。

○**根岸委員** では次に、その補助金を令和7年度で取りやめるというところの理由をお伺いします。

○**久保田委員長** 井橋課長。

○**井橋高齢福祉課長** お答えさせていただきます。数年前から、市と財団で今後の在り方について協議を重ねてきました。内容としては、建物の補修・改修が困難なこと。昨今の建築費、工事費、人件費などの高騰により補修・改修を実施するに当たっての費用の負担が、市にとってもハーモニィセンターにとっても大きな負担であること。事業拡大を——

ハーモニィのほうで事業の規模を拡大できないということもありまして、採算性の改善が見込めないなど様々な理由によって、今年度をもって事業を終了するという結論に達しました。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 費用面が一番大きいという印象を受けたんですけれども。令和6年の非常に参加人数が増えているというところ——令和7年は今途中なので、しかも今撤退、事業終了というところでばたばたしているの、どういう形で——参加者の推移がどうなるかというのは分からないんですけれども、ただ非常に堅調というか、上り調子だったというところの見方というのはどういうふうに捉えますかね。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 健康福祉部、彦坂です。人数については、委員お示しいただいた資料のとおり、令和3・4・5までは——この前の数字が出ておりませんので推測にはなりますが、コロナ禍の影響があって減っていたというところはあるかと思います。それで戻ったというところもあるかと思うんですが、人数的には確かに堅調なんですけれども、その収支に関しましては厳しい状況が続いておりまして、あくまでも人数だけで判断できるものではなく——人数はもちろんなんですけれども、財政面・運営面などの様々な課題を考慮しながら総合的に判断して、今年度をもって事業の終了ということを総合的に判断したということになります。以上です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。ただ、様々な要因があるとはいえ、今、中村市長を中心に子どもまんなか社会をつくっていこうというところで、子どもたちに対する——今おっしゃっていただいた未就学児・就学児、そして子育て支援にというところが、すごく参加人数が——利用者の人数が増えている中、本当に居場所としてとても大事な場所であるというところがある一方、今、高齢福祉課が担当課で回答しているというところに、まずは課題があったんだなと。今までのこれまでの経過も聞いておりますけれども、ただ、そこにも非常に課題があったんだなと思っています。

で、次にお伺いしたいのが、請願事項2のためにはどのぐらい予算が必要かというのは分かりますか。

○久保田委員長 井橋課長。

○井橋高齢福祉課長 高齢福祉課、井橋です。お答えさせていただきます。申し訳ありません。具体的に幾らというようなところは、ここで申し上げることはちょっと難しい状態です。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 では、請願事項3についてはいかがですか。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 請願事項3、適正な事業規模及び予算確保・運営ということについてだと思いますが、この適正な事業規模及び予算につきましては、どのような事業の規模が想定されるのか。また、それに対して市・財団、関係するところでどのように費用負担

をするのかというところが全く未定の状況ですので、そこについてもちょっとお答えのほうができないということで御理解いただければと思います。ただ、これまでよりは大きな費用になるであろうとは思われます。

○久保田委員長 根岸委員。

○根岸委員 未知数ということですよ。先ほど請願者の方にもお伺いしたんですけれども、やっぱり繰り返しになりますけれども、これまでの経過から、このまんま継続するというのはないと私も思っています。ただ執行部のほうでも、ほかの方法だったり再編や再構築——請願事項4に関わってくると思うんですけれども、そういった……

〔大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○根岸委員 （続）今までは高齢福祉課だったけれども、子育て支援というところでこども部だったり、また教育的環境整備というところでは教育委員会というところで、話しを進める考えはあるかどうかということだけ、お伺いします。

○久保田委員長 齋藤部長。

○齋藤政策推進部長 政策推進部、齋藤です。今回、これまで御説明してきたとおり、様々な経費的な課題もそうですし、施設の老朽化をはじめとした施設とか設備の課題、それから担い手の確保という課題、様々な課題がありまして今現在に至っているという状況でございます。ですので、これをまた再整備をしていこうといっても、この課題というのは変わらずあるわけでして、なかなか難しい状況であるということ間違いのないと思います。ただ、請願にもありますように、今現在、障がいのある方ですとか高齢者の方、不登校の子どもたち、様々な方々の利用がある、様々な社会的役割というものが生まれてきているという状況でもございます。そういうわけで、現時点でも非常に困難な状況ではありますが、今後この再整備というものを検討するに当たっては、こういった担い手という方々がいらっしゃるかどうかということ、それから持続可能な運営をしていけるかどうか、そういった可能性の部分も含めて検討をしていく。そのときには、この請願の項目では、あくまでも社会教育施設としてというふうにいただいておりますけれども、ひょっとするとこの位置づけというのは変わってくるかもしれないということもありますが、検討をしていくということは可能であると——していきたいというふうに思います。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。今、齋藤部長のほうからもありましたけど、請願趣旨の中にもあるように、私も今回、一般質問で不登校問題を取り上げて——居場所はということで。取手地区・藤代地区と見たときに、取手地区は幾つかあるんですけど藤代のほうがなかった。たまたま今回、不登校だったんですけど、「このポニー牧場だけ社会との触れ合いの場だったんです。これからどうしましょう」という、本当に涙目にしてお母さんが1人、そういう発言してたよということで私も聞いているんですけれども。そういう意味では、こういった社会教育というか、教育にも関わってる大事なスペースというか施設になってきたんだなというのは、私も自分自身、本当に目からうろこじゃないけれども、実感しています。そういう意味で、生き生きクラブを建てるときには、介護というところで、たま

備ということでは、先ほども申し上げているように複合的な社会的役割というのが生まれてきますから、可能性はあると思います。以上です。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 最後にしますけれども、よく議会でも、シティプロモーションということで、もう少し取手市はアピール、もうちょっと積極的にやっていいんじゃないかという意見とか提案なんかもされてきたということでは、ぜひそういう角度でこの一画をいろいろ——公園の中に馬房を造ったよねとか、いろいろな声が今になって聞こえてきているんですけども、これまではこれまでに、それをよしとしてやってきたというところがあるんで、今後じゃあどうあるべきかというところでは……

〔大場議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○遠山委員 (続) ぜひその辺も含めて——貴重な場だったんだということで、取手市のむしろアピールの場所というか、そういう意味合いで今後検討を進めていただきたいと思います。検討することはあり得るという発言——答弁というか、説明ありましたんで、その点をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○久保田委員長 そのほかはありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 先ほど請願代表者の方から、この事業の打切りを聞いたタイミングについてお話がありましたが、その辺は——契約書みたいのがあれば、その辺は問題はないんですか。例えば、いわゆる事業を終結するときに何かそういう決め事があって、そのとおりに進んでいるのであればいいんですが。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 申し訳ございません。ただいま契約書のほうが手元にございませんで、そちらについては確認いたしまして、後ほど回答させていただきます。

○山野井委員 その事業の終了をお伝えしたタイミングは、正式には、今年でしたっけ、去年でしたっけ。

〔「令和6年度です」と呼ぶ者あり〕

○山野井委員 ですね。そうすると、もう少し早い段階でというのは難しかった感じですかね。例えば、その事業を終結するにしてもいろいろとこう、その補助ができなくなるにしても、その準備というのが——準備期間というのが必要になるんじゃないのかなというふうには想像はするんですけど、例えば働いてる方の雇用の問題だったりとか、そういった部分について協議をされましたでしょうか。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 昨年度の流れの中で、昨年度以前から公式にというか、その予算の問題を絡めてということではないんですけども、今後についての協議というのはしてまいりました。先ほどの時系列でいきますと、昨年度ですと今年2月に、その話がある意味一番大きな向こうの決断のトリガーにはなったというふうには認識しておりますが、それ以前から協議のほうはいろいろなところで進めてはおりましたので、その中で最終的

なところが年度末に集中しているというふうに我々としては理解しております。

○久保田委員長 山野井委員。

○山野井委員 一つ気になったのは、多分その辺のお話、先ほどの請願代表者の御発言を聞いていますと、何か非常に急だったような印象を持たれてるのかなというふうに感じたものですから、その辺がちょっと心配だったんですけども、それが十分に尽くされたのかなということを心配して今、聞いております。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 十分に尽くされたかにつきましては、我々の主観の部分と事業者側の主観の部分でやや食い違う部分もあるかもしれませんが、双方において、事業終了に向けての話合いというのは複数年にわたって進めてきたつもりではおりますので、その中で様々な部分について、こちらとして可能な範囲の配慮のほうはいたしたというふうに認識しております。

○山野井委員 承知しました。ありがとうございました。

○久保田委員長 そのほかは。

金澤委員。

○金澤委員 金澤です。よろしくお願いします。ハーモニィセンターさんとは数年前から協議をされて、手続には瑕疵がないということですが、ハーモニィセンターさんと、今回請願をされてきているNPO法人さんというのは、別なもちろん団体ですよ。——ということは、今回のNPOの皆さんには全く話は——協議とか打合せというのはなかったんですか、今まで。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 あくまでも当方の予算化している事業といたしましては、相手方と補助先が財団法人ハーモニィセンターでございましたので、ハーモニィセンターさんのほうと我々とで協議のほうは進めてまいった次第です。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 利用者側の声とか、あとは実際その方々と触れ合ってるというのは、もうまさしく現場の方々——今日来られてる方々だと思うんですけど。ということは、そういう方々の声は全く聞かなかったってことですか、今まで。

○久保田委員長 彦坂部長。

○彦坂健康福祉部長 ハーモニィセンターさんを通じて様々なお声があるということは当然いただいておりますし、その部分についても聞き及んではおりました。その中でハーモニィセンターさんのほうからもお話をしていただいたりというところもあったかとは思います。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 分かりました。次になんですけど、さっき遠山さんがちょっと聞いてたんですけども、「社会教育施設として」というくだりがあったんですけども、今まさしく旧一中の体育館が社会教育施設として生まれ変わろうとしてますけれども、これ教育施設から社会教育施設というのは、設管条例を変えたりしてできることは可能ですよね。それに

についてお尋ねします。

○久保田委員長 飯竹部長。

○飯竹教育部長 教育委員会、飯竹です。今、委員からお話ありましたとおり、旧一中の体育館を学校施設から社会教育施設というものへ位置づけを変えるということは可能であります。

○金澤委員 ありがとうございました。

○久保田委員長 そのほかはありませんか。——これで請願第 13 号の審査を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。

〔「討論・採決の議事進行上の発言」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 議事進行上の発言です。金澤です。今回、出されてるこの請願なんですけれども、請願事項が 4 つあります。今、委員の皆さんから執行部へ確認とか何かあったと思うんですけれども、4 つ目は教育委員会が関係したりということで、できれば項目別の採決をお願いできればと思います。それと合わせてなんですけれども、いろんな質疑やら請願者からのお話を聞いているところでの判断なんですけれども、1・2・3については、私としては趣旨採択の手续を取ってもらえればと思います。以上です。

○久保田委員長 金澤委員、これは動議ということでしょうか。——分かりました。

○遠山委員 その前に、ここで委員長から言う委員間討議ということ。

○金澤委員 委員間討議を聞く前に討論されるとなると大変でしょう。だから委員間討議の前に言ったんだよ。

○久保田委員長 いいですか。じゃあ続けさせていただきます。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。その前に、議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議は必要ですか。

〔「お願いします」と発言する者あり〕

○久保田委員長 それでは、請願第 13 号について、委員間討議を行います。

討議に先立ちまして各委員に申し上げます。発言を希望する委員は挙手し、委員長の指名の後、発言するよう願います。

遠山委員。

○遠山委員 たまたま流れで金澤委員のほうから、趣旨採択と 4 項目——4 項目めはということで意見が出されたんですけれども、今回、執行部との意見、やり取りを聞いていると、まだまだ検討する余地があるのかなというふうに、私はとても前向きに受け止めたんですよ。いろんな財政問題とかいろいろ、もちろん、これからということなんだとはちゃんと理解しますけれども、いま一度——というのは、今年——今年度 3 月まで、一応ハーモニセンターのほうでポニー牧場も開く、これまでどおり事業を行うということにはなっていたんで、そのように親——保護者にも説明しているようです。そういう意味では、まだ時間ちょっとゆとりあるので、どうなんでしょう。保留といってもあれだけど、もう

少し執行部のほうで何か検討してもらえないかなと思ったんですよ。施設の目的を変えるとか、その辺の手続はどうなのかとかいろんな——起債を起こしてないはずだけれども、そういった国との関係だとか。あと、いろいろ寄附金も集まっているというような発言も担当のほうから——プロジェクトのほうからもありましたけど、それだけ何とか残したいという意向というのはすごい伝わったんですけど、そういう意味で継続審査——保留ということは継続審査ということで12月まで置いて、その間、執行部に検討してもらえないかな。その見通しを持った上でも遅くないかなと思ってんですけど、皆さんどうでしょう。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 遠山さんの気持ちもよく分かるんですけども、もう既に来年度の予算のいろんな準備はもう既に始まっています。来年度以降の予算確保を要望するんだとしたら、もうこれ継続なんかにしたら全然逆に間に合わなくなります。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

山野井委員。

○山野井委員 この事業自体、私もホームページとか見させていただいて、むしろ今これから必要になるようなジャンルかなというふうに感じてはいるんですよ。ただ、この場所でこの運営の方針で続けられるかという、分からない——難しい、継続性という話が出ましたけれども。そういった部分をクリアしながら、別の形で生まれ変わらせるような方法を一緒に検討できたかなというふうには思うんですけども。皆さんも多分同じような考えかなと思うんです。そういう意味では例えば項目の4番だとか、一体としていろいろ考えていくということが必要なのかなと思いました。

○久保田委員長 金澤委員。

○金澤委員 根岸委員が最初、請願提出者の方に質疑したときかな——の最初の一言が、もうごもつともだなと思ったんですよ。要は、大変重要な施設だし必要なものだし、それは分かっているけれども、このまま同じような形では難しいんじゃないかと。同じ僕も全く意見なので、多分さっき言ったように、項目別に採決してもらってという形に取ればなというふうに思った次第でございます。

○久保田委員長 遠山委員。

○遠山委員 大方、この福祉厚生常任委員会では、この事業に対しては本当にすごく——こどもまんなか社会にぴったりの、それこそこれからインクルーシブって再三言われている——声高に言われているときだからこそ、何とか事業継続、何らかの形になってでも残ってほしいということを踏まえれば、金澤委員の、先ほど前段で投げかけというかありましたけど、そういう方向で行って——その間、議会はこうだったじゃなくて、しっかり行政のほうでもいま一度いろいろと考えて、前向きに考えていただきたいということをちょっと申し添えて発言を終わります。

○久保田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 遠山委員に質疑なんですけど——質疑なんですけどって言い方、おかしいですね。継続審査を続けるかどうかを確認いたします。

遠山委員。

○**遠山委員** 今、自由討議の中で、いろいろほかの委員のほうからも予算との関係もあるだろうしということで話あったので、その辺は理解をしたいと思います。だから、継続じゃなくて、今、前向きな結論を出そうというふうに私も受け止めたので、そのようにしたいと思いますので、継続はいいです。

○**久保田委員長** 分かりました。

○**遠山委員** 採決してください。

○**久保田委員長** そのほかありませんか。

金澤委員。

○**金澤委員** 動議、出させていただきます。内容としては、項目別に採決をするということと、1つ目と2つ目と3つ目は趣旨採択として採決をしていただきたいということで、よろしくお願いします。

○**久保田委員長** ほかにはありませんか。——以上で、請願第13号についての委員間討議を打ち切ります。

以上で、当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

先ほど金澤委員から、請願第13号を項目別に採決するよう求める動議がありました。

お諮りします。請願第13号を項目別に採決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**久保田委員長** 全員賛成です。よって、請願第13号を項目別に採決することに決定しました。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。

討論がある委員は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**久保田委員長** 討論なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第13号、小貝川ポニー牧場を核とした小貝川三次元プロジェクト事業継続に関する請願を項目別に採決いたします。

まず請願事項1、「小貝川ポニー教室で積み重ねてきた「子どもの気持ちを大切に」、明るく・元気に・骨惜しみしない雰囲気を継承するようなポニー牧場の存続を前提に、継続して下さい。」についてです。

請願事項1については、金澤委員から趣旨採択にしたいとの動議があります。

お諮りします。請願事項1について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**久保田委員長** 全員賛成です。よって、請願事項1は、趣旨採択とすることに決定しました。

続いて、請願事項2、「安全に利用できるよう馬房や関連施設（生き生きクラブ棟等）

の修繕を行った上での活用をお願いします。」についてです。

請願事項2については、金澤委員から趣旨採択にしたいとの動議があります。

お諮りします。請願事項2について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、請願事項2は、趣旨採択とすることに決定しました。

続いて、請願事項3、「高齢福祉、教育、不登校支援、障害者ケア、子育て支援といった観点から、本事業の社会的役割について関係者を含めて再評価し、幅広い政策的視点で適正な事業規模及び予算確保・運営をお願いします。」についてです。

請願事項3については、金澤委員から趣旨採択にしたいとの動議があります。

お諮りします。請願事項3について、趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、請願事項3は、趣旨採択とすることに決定しました。

最後に、請願事項4、「藤代スポーツセンターと、一体的な施設として見直し、子供から高齢者までの幅広い年齢層の社会教育施設として、再整備の検討をお願いします。」についてです。

お諮りします。請願事項4に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久保田委員長 全員賛成です。よって、請願第13号のうち、請願事項4は採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択した請願事項については、執行機関に送付し処理経過と結果を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

続いて、所管事務調査、障害福祉に関する事項（就労継続支援A型事業所KUKURU（ククル）の視察について）です。

9月2日の福祉厚生常任委員会において、障がい者支援についての調査のため、就労継続支援A型事業所KUKURU（ククル）の視察を行うことを決定しています。14時20分になりましたら大会議室にお集まりください。

休憩します。

午後 1時50分休憩

午後 3時25分開議

○久保田委員長 再開します。

それでは、ただいまの就労継続支援A型事業所KUKURU（ククル）への視察を踏ま

えて、執行部に確認したい事項のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

それでは、執行部の皆さん、ありがとうございました。退席していただいて結構です。
委員は、このまま残っていただき協議を行います。

最後に、その他です。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 なしと認めます。

以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで福祉厚生常任委員会を散会します。

午後 3 時 26 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

福祉厚生常任委員会委員長

○委員会記録の発言訂正箇所

ページ番号・行数	訂正前	訂正後
P20・28 行目	障がいをお持ちの方	障がいのある方